

非正規だって いろいろな権利 があります！



格差が大きい賃金・労働条件

今や2000万人を超える非正規労働者。
その賃金・労働条件はたいへん劣悪です。

正規と比べて賃金(時間単価)は5割程度。
一時金や退職金などが支給されないか、
支給されてもごくわずかの金額で、福

利厚生制度からも除外されています。

国際的には「同一労働同一賃金」が当たり前。
パートなど非正規労働者に対する差別を容認している日本政府にたいし国際的に批判が集中しています。

労働組合に入つて、仲間とともに
大幅な待遇改善をすすめましょう

「非正規に有給休暇はない」は違法

雇入れ日から6か月経過しているなどの条件を満たせば、パート・アルバイト・派遣など非正規でも有給休暇を取得できます(日数は週労働時間等による)。請求する際、使途を述べる必要はありません。

産前産後休暇・育休も保障されている

産前6週間・産後8週間については、雇用形態に関わらず、就業させてはならない期間とされています。産休期間中の賃金は無給とされることが多いのですが、健康保険に加入していれば、賃金の3分の2が支給されます。

また産休中および産休後30日以内の解雇・雇止めは違法です。

育児休業は、休業後に継続雇用される見通しがあるなどの場合、子が1歳になるまでの間、取

得することができ、賃金の5割が雇用保険から支給されます。

交通費は正規と同一基準で支給を

有期雇用労働者にたいし、通勤手当などについて正社員と格差をつけることは禁止されています(労働契約法20条)。正規と同一基準で支給しなくてはなりません。

社会保険にも加入できる

健康保険や厚生年金は、労働時間が正社員の概ね4分の3以上であれば適用対象となります。

雇用保険は、週の労働時間が20時間以上であるなどすれば適用対象となります。

正当な理由のない解雇・雇止めは無効！

お気軽に電話して下さい

秘密厳守
相談無料

労働相談ホットライン

フリーダイヤル

0120-378-060

全労連 全国労働組合総連合



〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620
<http://www.zenroren.gr.jp>

